

静岡市建築基準法施行細則の一部改正について（案）の概要

1 規則等の案の題名

静岡市建築基準法施行細則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条、第53条、第55条、第58条

3 改正（案）の趣旨及び内容

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）が令和5年4月1日に施行し、建築基準法の一部が改正されることから、改正に伴い新設された認定及び許可の申請をする際に必要となる添付図書を静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）に定める改定をします。これにより、それぞれ次の図書を添付しなければならないこととします。

また、条又は項の繰下げの形式的な変更をします。

ア 一定の要件に該当する設備を設置する場合において、対象部分の床面積を容積率の算定から除外する認定（建築基準法第52条第6項第三号）

公図写し、付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図

イ 再生可能エネルギー設備設置において、絶対高さ制限の緩和に係る許可（建築基準法第55条第3項）

公図写し、付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、
日影図、駐車計画図、防災避難計画書

ウ 再生可能エネルギー設備設置において、高度地区における高さ制限の緩和に係る許可（建築基準法第58条第2項）

公図写し、付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、
日影図、駐車計画図、防災避難計画書、区域図

4 関連する資料

別紙2のとおり

5 施行日

令和5年4月中に施行する予定です。